

# 日米安保体制史のなかの重光訪米

——重光試案をめぐる日米折衝の展開と帰結（二）——

劉

星

はじめに

第一章 米国の地域戦略と対日政策調整

一 米国の地域戦略と日本

二 対日政策再検討の始動

三 対日政策調整とNSC五五—六／一

四 在日米軍の利益と国際安全保障計画

第二章 日本の「自主外交」と重光試案

一 鳩山政権と日米防衛分担金交渉

二 訪米と防衛力増強をめぐる折衝

三 安保条約改定試案と重光の企図（以上、本号）

四 米国の否定的対応とその論理

第三章 重光・ダレス会談と日米の思惑

一 第一回会談——共同利益の強調

二 第二回会談（一）——条約改定への固執

三 第二回会談（二）——ダレスの改定批判

おわりに

資料

## はじめに

一九五五年八月、日本外相の重光葵は訪米し、米国のダレス國務長官に五一年の日米安保条約の改定を求めた。しかし米国側は、改定の可能性に言及したものの、当面の改定を拒否し日本側の要望を退けた。これまでの重光訪米に関する歴史評価は、史料の不十分さもあり、岸信介の「挫折」説に留まり、日米安保体制史における位置付けがどのようなものなのかについて重要視されてこなかった。

しかし、最近、開示されつつある史料が示したように、一九五五年の一年にわたり、どのような日米安全保障関係を構築すべきかをめぐって、日米両国は頻繁に応酬していたことが分かった。重光訪米前、日米両国は、日本の独立回復後初めて相手国に対する政策調整を行った。日本は、日米安保条約を改正するための重光試案を提出し、訪米を「場」と据えて、日米安保体制における自己の立場を有利にすべく試みていた。これに対し、「受身」となった米国も日米安保体制のあり方を再認識しつつ、その方向性の明確化に乗り出した。この重光試案及びそれをめぐ

る日米間の議論には、その後の日米安保体制の歩みと明らかに異なる重要な内容が潜んでいた。

重光訪米が挫折したとの認識は、これに同行していた岸信介の回顧録などから導き出されてきた。つまり、重光の条約改定の意思表示はダレスに「木で鼻をくくったよう」に一蹴されたのであった。<sup>1)</sup>これに基づき、従来の研究では、米国が改定を拒否した最大の理由は、日本側が憲法を改正せず防衛力も不十分であり、日本の防衛力増強の意思も不十分であることへの不満に求められてきた。<sup>2)</sup>

しかし、会談前に調整された米国の対日政策の重点は、防衛力増強の「強要」から、日本の政治的、経済的な発展の実現へと移りつつあったため、米国は、日本の防衛力増強をそれほど重視していなかったと考えられる。<sup>3)</sup>また、五八年に米国のイニシアチブで始まった安保改定交渉でも、日本の憲法改正は不可能であったばかりではなく、再軍備も五五年に計画された防衛力増強計画通りに実施されていた。<sup>4)</sup>このことは、米国の拒否理由が防衛力の問題に限られていなかったことを示唆している。

ところで、近年の資料開示に伴い、重光訪米について新しい評価も出てきた。その中で一つ重要な指摘がある。つまり、重光と外務省が作成した安保改定試案には、在日米軍基地の撤廃と使用目的の制限など米国の極東戦略の根幹にかかわる重要な内容が含まれていたため、「提案を出す側の立場と実力に比べて、提案の意味が大きすぎた」ことがこの拒否の主な原因であったというものである。<sup>5)</sup>確かに、米国の一貫した対日政策目標は、日米安保体制を米国の地域安全保障戦略に組み込むことにあり、その意味で、米国の戦略との繋がりを踏まえて重光試案を考察したこの指摘は重要であった。

しかし、重光の改定要求は「実力の差」で拒否されたのだろうか。重光の試案は基本的に米韓、米華、米比それぞれの相互防衛条約を参照したものであり、韓国やフィリピンがすでに米国と条約を結ぶ「実力」を備えている以

上、これらの国や地域を上回る実力を有すると米国に認められていた日本は、少なくとも同じ意味での「実力」の問題は存在しえないはずである。米国は、他のアジア諸国の「実力」と異なる「実力」を日本に求め、重光試案における日本防衛力の役割に不満を抱いていたのであろう。つまり、この「実力」をいかに認識し、利用すべきかをめぐって、日米間に大きな認識ギャップがあったということである。

実際、日本が国内政治の要因から日米関係の調整にあたるのに対し、米国の対日政策調整の基調は、在日米軍のみではなく、日米安保体制を日本を含むアジア太平洋地域の安全保障戦略の枠組みに据えるという視点から行われてきた。従って、米国がどのような日米安保体制を構想し、また米国の地域戦略に寄与できる日本の防衛力をどの程度まで求めたのか、そして米国のこれらの「期待」に日本側の構想を照らし合わせつつ再検討することが、重光訪米「失敗」を説明する鍵になるのではないだろうか。

本論文は一つの仮説に立っている。つまり、米国は、一九五五年に対日政策を調整し、在日米軍と基地の既得権益を維持しながら、日米安保体制と日本の防衛力を米国の地域戦略と一体化させるという意図を明らかにした。しかし同時に、重光がイニシアチブをとった条約改定試案は米国に以下の三つの潜在的脅威感を与えた、ということである。

(一) 在日米軍と基地の使用権利を喪失する可能性

(二) 日米安保体制と日本の防衛力が米国の地域的軍事戦略に符合し得なくなる可能性

(三) 米国の意思に離反しかねない日本「自主外交」の行方の不確定性

さらに、新しい対日政策を実行し始めた時期、米国は自ら設計した軌道から逸脱する可能性が十分にある日本側の動きに対して不安と不満を抱いていた。これらの不確定性を安定化させるため、日本のイニシアチブにブレーキ

を掛け、日米安保体制に関する米国の意思を明確に打ち出さなければならなかった。そして米国は、重光訪米をきっかけとして、重光試案がもたらした「脅威」を払拭し、日米安保体制に関わる日本独自の歩みを遮断し、日米安保体制を米国の軌道に取り戻すことによって、米国の地域軍事戦略における対日政策の一貫性を守ろうとした。

本論は、米国の対日政策調整、日本の鳩山政権の成立と「自主外交」の推進から、重光試案の提出とこれらをめぐる日米交渉を通じて、重光訪米に至る日米関係の出来事を検証する。以上を踏まえて、日米安保体制における重光訪米の位置づけを再検討し評価していきたい。

第一章では、朝鮮戦争中に策定された対日政策調整と停戦後の地域安全保障戦略の再策定を中心に米国の意図について検討する。この中で米国は極東地域の安全保障情勢における日本の位置づけをいかに認識し、その認識を対日政策にいかに関与させ、そして日米安保体制及び在日米軍の軍事戦略上の利益をいかに確定したのか、具体的に検証していきたい。

第二章では、「ポスト吉田」における日本側の「自主」的姿勢を米国に示す好機を探していた鳩山政権の対米姿勢について見ていきたい。なかでも重光外相は、安保改定試案を作成し、より「平等な」日米安全保障関係の構築を図ろうとした。そこで、重光が訪米前に改定試案をどのように制定し、その内容のどの部分が米国の利益と相容れず、日米間でどのような事前折衝があったのかなどについて検討する。

第三章では、日本の外務省が開示した重光・ダレス会談録における日米安全保障関係を中心とした第一回、第二回会談の内容に依拠して、両国の安全保障関係をめぐる思惑、重光試案への認識などに関してどのような認識の差があり、この差がいかに重光訪米の結果に影響を与えたかを検証する。そして最後に、以上の議論を踏まえて、重光試案、重光訪米と六〇年安保改定との関連性に言及し結びとしたい。

## 注

- (1) 岸信介『岸信介回顧録——保守合同と安保改定』（廣濟堂出版、一九八三年）二五〇頁。
- (2) たとえば、原彬久『戦後日本と国際政治——安保改定の政治力学』（以下、『戦後日本と国際政治』と略記。中央公論社、一九八八年）八一—八四頁を参照。
- (3) 会談の中で、米側が日本の防衛力の不十分さを口にしたのは一度だけであり、その問題を大きく打ち出そうともしていなかった。外務省「外務大臣國務長官会談メモ」（第一回、第二回）を参照。
- (4) 田中明彦『安全保障——戦後五〇年の模索』（読売新聞社、一九九七年）一五三—一五五頁。
- (5) 坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』（有斐閣、二〇〇〇年）一五六—一六二頁。

## 第一章 米国の地域戦略と対日政策調整

## 一 米国の地域戦略と日本

朝鮮戦争の休戦協定締結（五三年七月）に伴い、米国は極東地域の安全保障情勢を再検討し、地域安全保障利益の再調整に乗り出した。翌年四月、統合参謀本部は政策文書「極東軍事力情勢強化戦略」<sup>1)</sup>を国防省に提出し、極東における軍事力増強のため、明確な方向性を示す包括的な政策を打ち出した。文書は、共産中国が極東地域における米国の即時的かつ主要な脅威だと認識した<sup>2)</sup>上で、米軍及びその軍事戦略に貢献可能な極東諸国の軍事力を評価

し、地域的安全保障枠組みの確立、米国の軍事力強化、軍事的プレゼンスの必要性及び行動方針を提示した。この文書は、その後国家安全保障会議政策文書（以下NSCと略記）五四一六として採用され、米国の軍事戦略における日本の重要性を明らかにすることによって、対日政策調整に大きな影響を与えるものであった。

文書はまず、極東地域における米国の軍事的義務を明確にした。それは、重要度の高い順に、在韓米軍の行動を支援するための二国間あるいは多国間安全保障条約の締結、台湾の防衛、共産勢力のインドシナ半島進出阻止であった。<sup>(3)</sup> また、この地域の非共産圏諸国の軍事力があまりにも弱く、<sup>(4)</sup> 地域の軍事バランスも共産国家に傾斜しつつある中、米国はこの地域の安全保障に全面的に関与しなければならぬ。<sup>(5)</sup>

こうして、極東諸国のすべての潜在力を発揮させるため、米国が極東地域における包括的な安全保障枠組みを展させるべきことが強調された。この枠組みは、米国を一方とし、他の諸国を他方とする二国間又は多国間安全保障関係の集合体である。それは、同盟国の防衛力を集団防衛にも貢献させ、米国の軍事行動を補足できるものでなければならぬ。その狙いは、集団的かつ有効的に抵抗できる計画と同盟国の能力の育成と包括的地域安全保障枠組みの構築によって、この地域におけるソ連の影響力を低下させ、中国を封じ込め、中ソ関係を離間させることにあった。<sup>(6)</sup>

では、このような地域安全保障枠組みの中で、日本はどのように位置付けられたのか。文書では、日本の防衛力はまだ十分ではないが、米国支援の下で再軍備を完成した時点では、本土防衛だけでなく、極東地域の安全保障にも貢献できると日本の潜在的軍事能力が高く評価された。<sup>(7)</sup> そして、「(全体的な)極東地域非共産圏諸国の軍事力を構築する基本要素は、日本の軍事力の再建」だと明示された。<sup>(8)</sup> ここに、米国が望む日本の防衛力は地域的安全保障に関与できるという「地域的性格」が付与され、その枠組みの礎になりうるものとされた。

また、日本の軍事力は、大戦前の軍国主義的なものにならないよう米国の統制下におき、極東地域で安定的な影響を発揮しなければならない。その「方法」は米国の空軍と海軍を日本に駐留させることである。そして、日本が最終的に共同防衛の責任を受け入れ、米国の安全保障利益と一致させることができれば、米国が日本再軍備のリスクを負い、その健全な発展を支持し育成すべきだとされた。<sup>9)</sup>ここに、日本の防衛力は日米安保体制の枠内で地域安全保障情勢に関与すべきことが示されたのである。

以上の枠組みに沿って、その後の対日行動方針が提示された。何よりも重要なのは、極東地域の集団防衛に貢献できる日本の軍事力の漸進的育成である。その上で、米国が二国間または多国間の防衛協力と防衛計画の統合を促進することによって、次第に極東地域における包括的かつ結束的な安全保障枠組みを形成していくということであった。<sup>10)</sup>ただし、この集団的枠組みは、米国の軍事行動を制約し妨害するものではなく、あくまでも米国の軍事戦略と軍事行動を補助するものである。また中国大陸から攻撃された際、米国は自国の反撃に牽制されうるいかなる制限をも排除し、自由行動を保持しなければならない。<sup>11)</sup>

しかし、この米国主導の枠組みを形成するために、米国は二つの課題を解決しなければならない。一つは、集団的安全保障に十分な貢献能力を持つ国があるかどうかであり、もう一つは、仮に能力を持つ国があるとしても、この国をどのように米国の戦略に活用させ得るかであった。この文書によると、この二つの課題はともに日本と関わってくる。

米国は、日本がこの地域において米軍に直接貢献できる能力と潜在力を備えた唯一の国家だと明確に認識していた。日本以外の国が自国防衛（国内治安）を満たせば、米国の安全保障利益にとって適当ではあるが、日本の場合、これは第一歩にすぎず、これ以上に潜在力のある日本の防衛力、そして日米安保体制は地域の安全維持に寄与しな



ければならないからである。

一ヶ月後の統合参謀本部顧問による進言<sup>132</sup>の中でも、対中封じ込めを目的に「アジアのすべての非共産圏国家に開放する地域的安全保障枠組みを即時に作るべき」であり、このような枠組みは、各国が統一した行動を取れるよう、政治的、軍事的かつ経済的な枠組みを含むべき点が強調された。<sup>133</sup>同時に米国は「他のアジア自由諸国の対日不信を認識しており」、この時点では日本を多国間集団安全保障に引き込むことは困難だとの認識もあった。にもかかわらず、自国防衛を求めることで日本の防衛力向上を促進すべきである。そうすることで「在日米軍は必要なら、アジア各地に自由に作戦を行うことができる」<sup>134</sup>からである。

このように、米国は、日本の防衛力の発展を日本防衛のためとしていた。しかし同時に、米国が期待する日本の防衛力増強の目的にも注目すべきである。それは日本の防衛力に地域安全保障に関与できる性格を付加することであった。また米国の戦略利益からみた在日米軍の第一義的な意義は、日本の本土防衛ではなく、アジア全地域をカバーできる自由な軍事行動を可能にすることにあった。

## 二 対日政策再検討の始動

同じ時期、日本の国内から米国にとって思わしくないと兆しが出始めていた。五四年四月十日の国務省宛の電報で、駐日大使アリソンは、中ソの平和攻勢が進めば日本国内の中立主義志向も高揚し、対中貿易の統制撤廃と日中国交樹立を求める声も高まるだろうと予測した。<sup>135</sup>確かに、日本では朝鮮特需の減少に伴う緊縮政策が経済不況を招いていたため、対中貿易拡大への動きが強まっていた。<sup>136</sup>さらに同年八月、日本政府が歳出削減の中に防衛費を含め

たことに對しても、米国は「非常に困惑」していた。<sup>(17)</sup>

さらに、五四年三月の「第五福竜丸」事件は日本国内の反米感情を沸騰させ、両国間の政治関係を動揺させた。その上、一部の日本の政治家はアジアにおける米国の支配的地位に疑念を呈し、米国の指導力に不信感を表していた。たとえば、自由党の池田幹事長は八月九日の記者会見で「米国のロール・バック政策は失敗に帰した。インドシナ休戦はこれを物語っている。そこで中共に對しても今までの無関係状態から新しい調整を行う必要に直面した。西欧一辺倒ではやってゆけぬ」と述べた。<sup>(18)</sup> これらの動きは、米国に「日本の米国離れ」という不安感を与え、米国に政策調整を迫る背景となっていた。

このような雰囲気の下で対日政策の調整が始動された。五四年九月九日の國務省宛の電報で、アリソン大使は、当面の対日政策の重点を、防衛から日本国内の政治的・経済的安定化へ転換し、強力な日本政府の形成を支援すべきだとした。<sup>(19)</sup> この電報に基づき、十月二五日に、大使館は「米国の対日政策の予備的再検討」を提出した。この文書は、「強い政府、安定的な経済、強力な防衛力というのは、自由主義陣營の重要な一員としての日本の再建に不可欠であるが、これらの中で前二者に優先順位を与えることが現段階ではより生産的である」と指摘し、対日政策では「防衛力よりも政治と経済の安定を優先し、防衛力増強の要求を緩和すべきであり、また日米安保条約の改定についても検討すべきだと進言した。<sup>(20)</sup> 十月二七日、国家安全保障會議の作戦調整本部は「NSC一二五／二及び一二五／六についての進捗状況報告」の中で、対日政策の見直しを正式に提案した。<sup>(21)</sup>

しかし、このような動きは極東軍の不満を買った。極東軍ハル司令官は五五年一月七日に陸軍省に打電し、以下のように主張した。日本を「米国の強力な政治的、経済的、軍事的同盟国とし、アジアにおける反共のリーダーシップを精力的に發揮できる」国にさせるため、米国の対日政策は、政治、経済、軍事の諸要素を総合的に考慮し、「ほ

か（の要素）を犠牲に一つ（の要素だけ）を優先すべきではない」。日本の「死活」的重要性は、アジアの共産主義を阻止する「強固な前哨」として寄与することであり、ハルには従来の対日方針を「変える気配はあまりなかった」。<sup>223</sup> 五五年一月十日、国務省への電報でアリソン大使は、極東軍の対日目標に基本的に同意したが、「防衛力増強の強要」という具体策には反論した。アリソンによれば、政治、経済が安定した後、防衛力が権力にとって不可欠となるので、日本はより実質的な軍事計画を図るはずである。そして、米国が日本にさらに圧力をかけることは、日本が再軍備を欲しない現状を打開できなくなるばかりか、米国の長期目標にも合致しないため、日本を平等に処遇するしか日本の対米協力は保証できないと主張した。<sup>224</sup>

そして、アリソンは「次の二年間われわれの主な努力は、日本が政治的、経済的基盤の強化においてイニシアチブを取ることを奨励し、自国及びアジア防衛に対する日本人の責任感を高め、次第に日本から撤退し、特に地上部隊の撤退などを通して、日本を極東における多国間取り決めなどの方式を含む自由世界のアジア政策により多く関与させることにある」と述べた。<sup>225</sup> その第一歩は日本の保守勢力の結束を促進し、安定かつ有効な保守政権を作ることだと進言した。つまり、防衛力増強問題で日本に「譲歩」しようという大使館の考え方は、防衛力増強圧力の軽減によって、日本を地域安全保障への関与意識を高めさせ、自ら米国に協力させ、米国の地域安全保障枠組みに参加させるといったものであった。

二月二日、国務省北東アジア局の対日政策見直し試案に進言するため、在日大使館は、日本の現状、特に政治情勢、対外政策、外交目標などを評価する文書を国務省に提出した。大使館は極東軍と同様に、鳩山政権の「中立傾向」を強く警戒し、鳩山政権への不信感を露わにしていたようである。大使は「日本人はきわめて現実主義的かつ超道徳的であり、いかなる手段を用いても最良の援助を与えるすべての国家と協力関係を結ぼうとしており、：

：自国が認める最高の国益に合致する行動を採り——続いて米国と手を組むのか、中立か、あるいは共産圏と関係を結ぶのか」という日本政府の「日和見主義」を批判し、米国の対日目標を以下のように明確にすべきだと指摘している。<sup>26)</sup>

(一) 安定的な政治、経済の発展、強力な軍事力を持つ強い日本

(二) 日本における共産主義の影響力を阻止すること

(三) 在日米軍基地の維持、その共産主義侵略封じ込めへの寄与

(四) 自由世界と完全に協力する日本<sup>27)</sup>

以上の中で、第一と第二項について日米両国の利益は一致しているが、日本は、第三と第四項が日本の利益と必ずしも符合するものではないと考えているようだ。アリソンは指摘した。特に基地問題について、大使は日本の考え方に非常に批判的な見方を示している。

「日本は長期的ではなく、短期的には米国からの保護がまだ必要だと認めている。しかし、日本は、攻撃されることに対し、われわれほど心配していないようだ。彼らは、米国が在日基地を保持することがもつぱら日本防衛のためではなく、米国の自国の戦略的利益——実際にソ連に対抗するためだと考えている。そして彼らは、在日米軍基地が日本に保護を提供するものでありながら、巨大な危険の源泉でもあると認識している。(そのため)これらの基地を支持することへの日本の協力には……あるべき熱心さが見られない」。<sup>28)</sup>

ここには、在日米軍の戦略的利益にとって二つの「欠陥」がある。一つは日本の「自主外交」による中立志向であり、もう一つは日本が在日米軍基地の戦略的意義を理解しない、あるいは誤解してしまうことである。原彬久が指摘したように、米国主導の日米安保体制は「米国の安全」を基軸に展開された日本の対米従属システムである。

米国が期待する強い日本は、「米国の安全」に貢献する範囲内でのみ重要なのであり、その範囲から逸脱する、弱い日本も強すぎる日本も米国にとっては意味を失うのである。<sup>(29)</sup>つまり、米国が期待する「平等かつ独立的な日本」は条件付きであった。

日本が中立的な政策をとろうとすれば、在日米軍基地の自由使用も不可能となりかねず、自由作戦を旨とする機動部隊の性格を持つ在日米軍が制限されかねない。これは、アジアにおける米国の軍事戦略利益の根幹を揺るがすものである。このような危険性を避けるため、行動方針の中でアリソンは、米国は日本を潜在的な「第一級国家」かつ平等なパートナーとして処遇し、すべての基本問題を率直に話し合い、日本が米国にとって絶対に必要だという日本の「神話」を打ち破らなければならないと進言した。<sup>(30)</sup>

従って大使は、日本への再軍備圧力を一時停止し、日本の保守勢力の政治基盤を支持し、日本の防衛力に最小限の援助を行いながら、日本が他の主要な自由世界諸国と同水準の対共産圏国家関係を発展させることを認め、国連加盟を支持することで、日本をアジア地域西側寄り諸国のリーダー格の国として育成するなど具体的な対策を勧めた。続いて大使は在日米軍基地問題について次のように論じた。

「米国の海軍と空軍の基地を維持する。しかし、われわれはわれわれの時間表に沿って陸上部隊を撤退させる意思を公表すべきだ。もし日本国内政治の弱さにより米軍基地の使い道及びその正当性が無効になれば、われわれは、米国が（日本からの）完全な撤退を考えざるを得ないことを私的な場で一部の重要な日本高官に伝えなければならぬ。もし、日本の米軍基地がわれわれの戦略利益にとって絶対に必要であれば、われわれは、これらの基地の存続に代償を払わなければならない。また、基地が日本を守るためのものだという弁明をやめるべきだ。このような弁明は日本人に偽善的なものと見なされるだけでなく、日本が自国防衛のために米軍基地はも

う必要ではないという認識を明らかにすれば、在日米軍基地の撤退を米国に要求することもありえるであろう。<sup>33)</sup>

つまり、日本が強くなり、自国防衛を実現すると同時に地域の安全保障に対し確実に米国に協力することが、在日米軍基地を継続する真の意味である。<sup>33)</sup> もちろん、極東軍の堅固な態度と異なり、アリソンは日本に柔軟な態度をとってもよいとの立場であった。しかし、これは条件付きのもので、在日米軍及び基地の目的を日本に明示し、受け入れさせることが前提であった。

在日米大使館の進言は、新たな米国の対日政策指針として五五年四月に制定されたNSC五五一六／一に大きな影響を与えた。それは、日本の再軍備を強要することなく、日本に集団安全保障への参加意識を喚起することにより、在日米軍基地の機能、さらに日米安保体制を米国の戦略に「適合」させるべく再調整し、日本における米国の安全保障利益を再確定しようとするものであった。

### 三 対日政策調整とNSC五五一六／一

NSC五五一六シリーズは、五二年七月に制定された戦後初めての対日政策NSC一五二に取って代わるものである。後者における米国の対日政策の一般的目標は、究極的に自衛力を持ち、さらに太平洋地域の集団安全保障に参画し重要な貢献が可能となる通常兵力を保有し、安定かつ繁栄した日本を作り出すことにあった。その第一段階で、日本は自国の防衛を独力で可能にする大規模な防衛力を「早急に」整備すべきことが掲げられていた。<sup>33)</sup>

しかし、この文書策定には、朝鮮戦争中の米国が戦時状態を前提として日本の防衛力のあり方を検討したもので

あったため、一時的なものとの側面があった。朝鮮戦争の停戦後、極東地域において大規模な戦争が勃発する可能性が減少し、日本の防衛力を「早急に」整備する緊迫性も緩やかになった。従って、日本における米国の軍事利益を再調整し、より長期的かつ全般的な対日政策の策定が必要ともなり可能ともなっていたのである。

四月七日、国家安全保障会議はNSC五五五六一／一の前身であるNSC五五五六一六を審議し、最終調整を図った。二日後、日米安保条約改定の始動という内容を除き、他の項目はそのまま承認された。NSC五五五六一六／一は、「日本の動向」、「基本的な米国の利益」、「基本的な日本の利益と目標」、「日米の利益と目標の主要な対立」、「日本の国力増強」、「目標」、「行動方針」の七部分から成る。以下、文書における安全保障に関する具体的な内容について検討していきたい。

まず「日本の動向」では、その国内政治情勢が分析された。日本は、経済、軍事、外交など各方面で米国の支援と援助に依存し続けているため、ほぼ確実に米国との同盟を維持するが、対ソ、対中関係改善を含む、より自由な国際行動をも追求している。<sup>339</sup>同時に、日本はアジアにおける指導的役割と安定化への役割を担う潜在力を有している。また、穏健保守勢力がより強いナショナリズムに向けて政権を支配し続けているように見えるが、この先数年、強固かつ実効力のある政権は生まれそうにない。<sup>36</sup>

これをもとに次の「基本的な米国の利益」は、NSC一二五／一とほぼ同様の項目を列挙した。つまり、米国は、自国の安全保障のため、戦略的位置にあり軍事と工業の潜在力を備えた日本を守りながら「米国と同盟し、共産中国と対抗し、極東地域において自由世界に貢献できる強い日本」を育成すべきである。また、「（日米間に）新たな共通目的と相互利益、パートナーシップの意識」を育てなければならず、日本の「同盟」意識を引き出すことが謳われている。<sup>37</sup>

続いて、文書は日本の基本的利益を分析する。日本は依然として経済優先策をとり、米国との同盟、民主国家との協調を国益として追求しながらも、その枠内で中国やソ連との緊張関係緩和、貿易の発展、関係拡大を考へており、より自由な国際行動を取るようなナシヨナリズムを示し始めている。「このナシヨナリズムを日米同盟の文脈に取り込むことが、われわれの政策の基本的問題」<sup>38)</sup>である。

しかし、日本の利益と米国の利益とは必ずしもすべて一致しているわけではなく、文書では両者の対立点も挙げられた。これらには、主に在日米軍基地、日本の再軍備、中国大陸対策及び日米経済問題が挙げられている。なかでも、米軍基地と再軍備に関する日米間の認識上のずれが見て取れる。

「日本は米国の軍事的保護の必要性を引き続き認識している。しかし、侵略の脅威を米国ほど深刻に意識していない。その結果、日本は在日米軍基地を日本防衛のためだと考えながらも、米国の戦略的利益のためであり、戦時には日本が核攻撃に曝されるものと見なしている……日本は政治的安定、経済力の発展を軍事力増強より優先させ、日本の防衛費を増額させる米国の努力に抵抗している」<sup>39)</sup>。

米国は、日本の国内要因（資源上の制限と国内政治の不安定）と米国の影響力の限界を認め、従来通りに日本の防衛体制増強を要求すべきだと主張しつつも、以下のような認識を示している。

「日本政府が軍事力の規模、構成を決めることを認識すべきだ……日米の安全保障における（米国の）利益は、日本が政治的安定、経済的生存能力、防衛力を発展させることを求める。保守の政治的安定の達成によって、日本政府は経済・防衛力増強のために厳しい、時に不人気な措置をとることができる。日本の軍事力増強は、政治・経済の安定と軍事力とを関連づけて考えるべきである。米国は、政治的経済的安定を損なうような軍事力増強の圧力を避けねばならない」<sup>40)</sup>。



以上の方針に基づいて、文書は「目標」と「行動方針」を以下のように定める。「目標」の中で特に強調されたのは、日本を集団的安全保障枠組みに関与させ、「太平洋地域の安全保障に貢献する意志と能力」を育て、「相互安全保障と互恵を目的とした太平洋の枠組みに取り込む」ことであった。<sup>41)</sup> さらに「行動方針」からも、米国は何らかの形で日本を地域安全保障に引き込むことを重要なテーマとして認識していることが分かる。

「未解決の問題の解決に向けて、米国は良い仲裁者となり、(各国に)協力を奨励することによって、日本と韓国、中華民国(台湾の国民政府)、フィリピンとの間に、利益共同体を發展させるよう努力する。この四カ国を含む西太平洋集団防衛枠組みを形成し、関与し、次第にこれをマニラ条約、アンザス(A.N.Z.U.S)諸国にリンクさせるための条件をできるだけ早急に作り出すことを奨励する。日本とほかの自由主義諸国の協力関係の發展を奨励し、日本が実行可能な範囲でマニラ条約と関連する多国間行動に参加することに(米国は)協力する」。<sup>42)</sup>

続いて、軍事における具体的な対策が挙げられる。第一、「日本が次第に自国防衛の第一義的責任を負えるような軍事力」を發展させながら、「政治・経済の安定を損ねるような軍事力増大の圧力を避ける」。第二、日本防衛力の長期計画、日米両国の安全保障利益に合致しうる在日米軍の段階的撤退、在日米軍への日本側の財政的貢献の相対的削減などの事項について、日本政府と全般的な合意を發展させる。第三、在日米陸・海・空軍施設を維持する、<sup>43)</sup> ということである。これらの具体策によると、日本防衛を日本に任せ、日米安保体制、そして在日米軍をより一層地域において運用させようとする米国の戦略的考えはむしろ強まってきたといえる。

NSC五五一六／一によって、対日政策の基本的枠組みは明らかにになった。米国は、日本に防衛力増強を求めることを最優先せず、政治と経済の安定を促進しながら日本が自ら米国に協力する意欲を喚起することによって、日本を集団的安全保障枠組みに引き込み、日本のパワーを地域安全保障に寄与させようという構想を打ち出したので

ある。しかもこれは、対日政策の転換というより、軍事的要素のみではなく日本の国内政治、経済状況などの要因を組み込んで、日米関係を米国主導の下で安定化させ、より包括的な政策に調整されたものであった。

#### 四 在日米軍の利益と国際安全保障計画

このNSC五五一六／一はあくまでも対日政策の青写真であり、この構図において米国の軍事的利益をいかに確定し具体化するかが緊要であった。これに直ちに対応したのが、国防総省が五年五月に発表した「国際安全保障計画」<sup>(44)</sup>であった。この計画の狙いは、米国の地位を維持・発展させるために同盟国の軍事資源を最も有効に利用し、全面戦争または地域戦争の勃発を阻止し、戦争が勃発した際に米国が最も有利な位置に立つこと<sup>(45)</sup>にあった。この中で提起された極東太平洋地域と日本に関する部分が、NSC五五一六／一の対日政策目標を具体化させるものであった。

極東太平洋地域に関する箇所は、「全般目標」と「特別目標」に分かれている<sup>(46)</sup>。まず、全般目標は、地域における共産主義拡張の阻止、極東地域における包括的な地域安全保障枠組み形成の奨励及び参加、自由主義政府を含む政治社会勢力の育成などである。特別目標では、いち早く地域安全保障枠組みを成立させることが強調された。その目的は、自由世界の防衛と地域の安定化、域内の非共産圏諸国の領土保全、そして米国の安全保障における基本要素である太平洋島嶼諸国・地域の安全保障である。

この地域安全保障枠組みとは、「マニラ協定の軍事組織とその加盟国の集团的防衛能力を發展させ、韓国、日本、中国（台湾の国民政府）及びフィリピンが米国を含む集团的防衛枠組みに参加することを促進し、そして、次第に

両者をリンクさせる」ことである。このなかで米国は、二国間あるいは多国間をベースとする軍事施設の設立（通信、運送と基地の権利を含む）を奨励し補助するほか、脅威に遭った際に域内の作戦部隊の（運用）権利を確保する。

文書によると、この地域諸国の安全は、自らの防衛力によるものではなく、主に米国との防衛条約による米軍のプレゼンスに保護されている。そのため、地域的安全保障枠組みを通じた集団行動による米国の負担軽減が重要になる。しかし米国は極東太平洋地域を一つの全体で捉えて、政治・軍事における発展、調整、監督と実行をまだ履行しておらず、この地域的枠組みの構築に対し怠慢な態度をとっている。従って、米国は地域の安全に対する諸国からの必要な計画、軍隊、装備及び資源上の貢献を獲得するために、地域的防衛枠組みの形成に力を入れなければならない。<sup>(48)</sup>

その第一歩は、米国が最高レベル（ワシントン・レベル）で政治、軍事、軍事援助など諸要素を一体化した地域安全保障のコンセプトを構築することにある。<sup>(50)</sup> アジア地域の共産主義を封じ込めるため、欧州諸国の植民地撤退によってもたらされた真空をいち早く埋め、迅速に自国の影響力をアジア地域に広げようとする米国にとって、集団安全保障枠組みを作り出し、各国の防衛努力、集団安全保障への歩み寄りを引き出すことは自然な流れであったといえよう。では、前述したようにアジア地域における米国の安全保障利益に最大の貢献ができるとされた日本に対して、NSC五五二一六／一を受けたこの文書はどのような認識を示していたのだろうか。

文書では、日本の軍事的役割は国内政治の安定維持により、「ソ連陣営に抵抗し、日米両国と琉球の人的、軍事的資源と戦略施設の使用を確保する」ことまで求められた。<sup>(51)</sup> このような日本への期待はNSC五五二一六／一に基づいていたが、ここでの日米安保体制の主眼は、極東太平洋地域の集団安全保障的性格にあった。つまり、米国は、日

本政府が日本を防衛し、日本防衛と地域防衛を支える工業基地を建設することにより多くの責任を負うこと、域内の多国間防衛と経済枠組み参加することを要望した。

しかし現実には、憲法上の制約など、日本が集団行動に派兵し参加することは不可能であり、また地域の多国間集団安全保障枠組みへの軍事的参加はもとより、そのための防衛努力といった期待の見通しも厳しい。さらに日本政府が、平時の在日米軍基地の数と使用の制限、米軍とくに陸上部隊の逐次削減を望んでいると米国は判断した。<sup>52)</sup>これに対応するため、まず米国の地域安全保障利益における日本の防衛力、在日米軍と在日米軍基地の役割の確定が米国の主要な関心事となった。<sup>53)</sup>

この目的のために「日本の防衛力を最大限に利用すべきだ」と主張した米国は、まず日本の防衛力に四つの役割を与えた。一、国内の治安維持、二、日米防衛計画の下で日本の軍事的責任における米軍との統合、三、集団防衛が運用されるまでの侵略の監視、四、極東及び太平洋地域の集団安全保障への貢献、(自由諸国が)認めた地域防衛計画あるいは米国の防衛計画との一致である。また、日本の軍事産業について、有事の際に極東及び太平洋地域における米軍とその同盟国の軍隊に兵站支援を提供できる製造生産基地群を発展させるべきだとした。<sup>54)</sup>

もちろん、日本防衛力の対米協力は、必ずしも在日米軍基地の維持とリンクするわけではなく、防衛力の増強が在日米軍基地の規模縮小または撤廃とつながるわけでもない。地域的多国間集団安全保障枠組みが存在しないなかで、地域の安全に対して米軍基地の存在意義について、文書は以下の役割を定めた。

- (一) 平時の駐留米軍(情報部門及び反間諜部門も含む)に必要な施設の提供
- (二) 極東及び太平洋地域における米軍と同盟国軍隊への兵站支援
- (三) 戦時における米軍及び同盟国軍隊の作戦に必要な施設の提供<sup>55)</sup>

ここで意味深いのは、米国の想定する米軍基地の役割が日本の防衛と関連づけられていない点である。前述した日本の防衛力の役割と合わせて考えると、在日米軍とその基地使用の目的は明快であり、もっぱら米国の地域安全保障利益に寄与させることにあった。つまり、地域安全保障に寄与できるような在日米軍と在日米軍基地の既得利権を維持するということである。

ただし文書は、在日米軍基地の維持が平時の駐留と戦時の使用という二つの「危機」の可能性にも言及している。第一に、軍事力増強に伴って現存の基地権利（機能）の停止または制限という手段で日本が米国に圧力をかけると、平時に必要な在日基地と在日米軍の維持が次第に困難になる。これに対し、米国は必要または利用可能な基地の日米共同使用、返還された基地を自衛隊にのみ譲渡するか、一部の使用権利の保留または一時的使用を可能にするなどの対策によって埋め合わせる。第二に、米国にとって最も重要なのは、戦時ないし緊急事態の際に基地が使用不能になる危機を回避することにある。文書は、有事に即時再利用できる基地と施設を確保するための事前取り決めを取らなければならないと述べた。<sup>50</sup>

最後に文書は、相互防衛援助協定(MDA)を通し、日本の更なる防衛貢献を引き出すため、(一)日米二国間の防衛計画や、(二)地域安全のための多国的または米国の計画に参加させる方法を検討し、軍事援助に関するすべての手段を使い、以下の目的を達成できるように対日政策アプローチの制定に政府レベルで着手すべきだと進言した。

- (一) 日本の六カ年防衛計画に関する日本政府との合意
- (二) 平時に在日米軍の行動にとって不可欠な基地と施設の使用維持、あるいは自衛隊との共同使用を日本政府から許可を得ること

(三) 緊急事態の際、日米共同防衛計画と一致する施設の再利用権利を米国が有すると同時に、在日流通・兵站基地を改善し、拡張すること<sup>57)</sup>

以上の内容から分かるように、米国は平時と緊急事態の際に、在日米軍とその基地及び施設の地域安全保障問題への自由使用を求めている。

この計画で米国の安全保障における二つの対日目標が明白となった。一つは、何らかの形で日本と日米安保体制を米国の地域安全保障政策にリンクさせ、地域安保の性格を持たせることである。もう一つは、在日米軍と基地の使用目的を米国の地域的軍事利益に統合し、その既得権をより明確化し正当化することである。そして、今後の対日政策アプローチの中で以上の二つの目標をいかに両立させながら推進していくかが、米国がクリアしなければならぬ問題となる。これと同時に、日本側も国内政治において大きな節目を迎えていた。政権を執った鳩山は「自主外交」をスローガンに掲げ、日米安保条約改定を求めるところを通して、新しい日米関係を模索し始めていたのである。

## 注

- (1) この文書で提起された「極東」地域は極めて広範囲に及ぶ地理的概念である。文書の脚注によると「極東」地域は、中国大陸（共産中国）、韓国、香港、インドシナ、インドネシア、太平洋島嶼諸国・地域（日本、琉球、台湾、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド）、マラヤ、タイ、ビルマなどの国・地域を含んでいる。石井修・小野直樹監修 *Documents on United States Policy Toward Japan*（『アメリカ合衆国対日政策文書集成』以下、*DUSA*と略記）VII, *Documents Related to Diplomatic and Military Matters 1956* (Addendum/National Security Council: Official Policy Papers) : Vol.9 (以下、VII(1956), Vol.9と略記。柏書房、一

- 九九九年) p.9.
- (2) *Ibid.*, p.14.
- (3) *Ibid.*, p.10.
- (4) 文書は、これらの国々の軍事力は米国の軍事力に依存しても国内治安しか守れず、十分な兵站支援と戦略的移動能力を欠いていると低い評価を与えた。
- (5) *Ibid.*, p.12.
- (6) *Ibid.*, pp.14-16.
- (7) *Ibid.*, p.11.
- (8) *Ibid.*, p.15.
- (9) *Ibid.*, p.16.
- (10) その具体的方法について、文書は以下のように定めた。米国はイニシアチブをとって、再軍備した日本を共同防衛の重要な一員たることを周辺諸国に説得し、日本と諸国との障害及び摩擦を解決すると同時に、原材料と市場を確保するため十分なアクセスを日本に与え、日本国民の生活と再軍備を担保できる自立した日本経済を支援する。*Ibid.*, p.17.
- (11) この地域的集団安全保障枠組みの形成によって、地域諸国の対米軍事依存度が軽減できるだけでなく、米国の地域的軍事プレゼンスが強化され、より自由な軍事行動もできると指摘された。*Ibid.*, p.15-17.
- (12) これは、JCS顧問の国家安全保障会議計画局(NSC Planning Board)宛の覚書であり、NSC五四一六を実施するための具体的な行動指針を進言したものである。*DUSJ: VII(1956)*, Vol.9, p.22.
- (13) *Ibid.*, p.26.
- (14) *Ibid.*, p.28.

- (15) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: 1952-1954*, Vol. XVI (G.P.O., 1981) (以下「FRUS:1952-1954, Vol. XVI」と略記) p.511.
- (16) 詳しくは、中北浩爾『一九五五年体制の成立』（東京大学出版会、二〇〇二年）第三章第一節「インドシナ休戦と日米関係」を参照。
- (17) *FRUS:1952-1954*, Vol. XXIII, p.1709.
- (18) 『読売新聞』一九五四年八月十日付。
- (19) *FRUS:1952-1954*, Vol. XXIII, pp.1717-1720.
- (20) *Ibid.*, pp.1752-1758.
- (21) *Ibid.*, pp.1760-1767.
- (22) 外岡秀俊、本田優ほか『日米同盟半世紀——安保と密約』（朝日新聞社、二〇〇一年）一三三—一三五頁。
- (23) 米国の政策課題は、日本の発展を最大限に促進しながら、強くなった際にソ連に傾斜せず、また西側の戦略に制限を与える中立政策を取らないような日本を確保することにある。Embellel 467, *Documents on United States Policy Toward Japan: VI, Documents Related to Diplomatic and Military Matters 1955*, Vol.2 (以下「DUSJ: VI(1955)」、Vol.2を略記。柏書房、一九九九年) p.12.
- (24) *Ibid.*, p.14.
- (25) *Ibid.*, p.15.
- (26) Embellel 862, *DUSJ: VI(1955)*, Vol.2, pp.37-38.
- (27) *Ibid.*, p.40.
- (28) *Ibid.*, p.41.
- (29) 原彬久『日米関係の構図——安保改定を検証する』（日本放送出版協会、一九九一年）三三頁。



- (30) 大使は、そのため、必要な時に日本を手放すこともありうることを日本に明示すべきだ。そうしなければ日本の協力を保証することはできないと主張した。Embell862, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.2, p.44.
- (31) *Ibid.*, p.46.
- (32) 室山義正氏の指摘によると、日本を防衛するため実質的な責任をできるだけ軽減させることが、一貫した米国の戦略利益の一部分であった。室山義正『日米安保体制（上）』（有斐閣、一九九二年）第二章「日米安保体制の成立とその論理構造」を参照。
- (33) 同右、一三〇頁。
- (34) ダレス国務長官は相互防衛的な条約になれば、日本における米軍基地の特権が失われると考え、この条項の削除を強く主張した。FRUS:1955-1957, Vol. XXIII, p.42.
- (35) *DUSJ: VIII(1956)*, Vol.9, pp.76-92.
- (36) *Ibid.*, pp.77-78.
- (37) *Ibid.*, pp.78-79.
- (38) *Ibid.*, pp.79-80.
- (39) *Ibid.*, pp.81-82.
- (40) *Ibid.*, p.83.
- (41) そのほかに以下の項目が挙げられた。つまり、日本の安全と独立の維持、米国との同盟、自由世界との市場、経済関係の維持、代議制原則を維持する政治的に安定した日本、国内転覆、外部侵略を防衛できる日本などである。 *Ibid.*, p.84.
- (42) *Ibid.*, p.85.
- (43) ただし、削減された分を日本の防衛力発展に回さなければならぬ。 *Ibid.*, pp.88-89.
- (44) これは、国防総省が五五年五月から五九年六月までの世界安全保障に対する米国の責任、目標、行動方針について制定した包

括的な政策文書である。 *Department of Defense International Security Plan (DODISP), DUSI: VII(1955), Vol.6, pp.212-243.*

- (45) *Ibid.*, p.213.
- (46) 政策文書は「極東太平洋地域」に明確な定義を与えなかったが、その重要国リストの中で日本、韓国、中国（台湾国民政府）、タイしか含まれなかったこと、また行文の中で、この地域の軍事力を東南アジア諸国の軍事力と比較してみれば、中国大陸及びインドシナ半島における共産党政権の封じ込めを目的とした限定的な地域と推断される。
- (47) *Ibid.*, pp.215-217.
- (48) *Ibid.*, p.218.
- (49) *Ibid.*, p.220.
- (50) *Ibid.*, p.223.
- (51) *Ibid.*, p.230.
- (52) *Ibid.*, p.235.
- (53) これは、「日本における米国と日本の軍事力を維持し、この（日米の）連合力を共産主義脅威の阻止、監視に寄与させる」と *フベノミツハル*。 *Ibid.*, p.231.
- (54) *Ibid.*, p.239.
- (55) *Ibid.*, p.231.
- (56) *Ibid.*, p.238.
- (57) *Ibid.*, pp.242-243.

## 第二章 日本の「自主外交」と重光試案

### 一 鳩山政権と日米防衛分担金交渉

米国が対日政策調整に乗り出して四五年末、日本国内の政局にも変動が生じていた。民主党の成立と吉田内閣総辞職に伴い、一二月九日、民主党総裁鳩山一郎が首相に選出され、「戦後十年目を迎えて日本の政治がようやく転換の節目に立つ」<sup>(1)</sup>た。民主党の政治理念は「占領以来の諸制度を革正し、独立自衛の完成を期すること」であった。鳩山は党結成大会の演説で、「新党は何が故に生まれたか。それは、いうまでもなく、独立の完成である」と主張した。その具体的政策は、第一に憲法改正であり、第二に自衛軍創設を目的とする防衛体制の整備であり、第三に積極的自主外交及び各国との国交正常化であった。<sup>(3)</sup>

政権掌握後、鳩山は民主党の政策論をさらに明確にし、十二月十九日、「占領政策是正の手始めがまず憲法の改正である。殊に第九条の改正は必要であり」、自衛力強化による米駐留軍撤退の実現を明言した。<sup>(4)</sup>翌年二月の演説でも鳩山は、「対米関係は日米協力の基本線を崩さない」と述べつつも、「中共・ソ連との交通、貿易を防げた吉田外交には反対」し「共産圏との共存」姿勢を表明した。<sup>(5)</sup>

これらの動きには米国と直接の利害関係があった。実は、第一次鳩山内閣が成立した際、米大使館は鳩山内閣の政策が基本的に吉田内閣と変わらないと言いつつも、鳩山の対共産圏接近が地域における米国の最も現実的な脅威だと認識していたのである。<sup>(6)</sup>五五年二月の総選挙を経て再選された鳩山は二八日の記者会見で再び「ソ連、中共との国交の回復について交渉を続ける方針はそのままだ」と発言し、引き続き中ソとの関係改善に意欲を示した。<sup>(7)</sup>こ

の発言は、米国に不満と不安をもたらした。国務省は、二八日の鳩山の発言が全く困惑させるものと批判し、同氏の動向を続いて観察しなければならないと結論している。米国は、米国と意思疎通のないまま「自主外交」に走る鳩山内閣の動向をどのように把握するかで焦っていた。

このような流れの中で、三月中旬、鳩山はアリソン駐日大使と面会し、日本の対ソ対中（大陸）政策について米国に説明し理解を求めるため、個人代表をワシントンに派遣する旨を明らかにした。同席した外相の重光も、訪問の目的は交渉ではなく、米国と意思疎通を図り、誤解をクリアし、日本国民の関心事を米国に知らせることだと説明した。アリソンは日本の高官訪問に多少の「面子」を与えてもよいと国務省に進言したが、これに対して国務長官のダレスは、防衛計画など主要問題をめぐる日米両国間の基本的な理解が確認された上で実現すべきだと述べ、即時訪問に洪々の態度を示した。

ダレスの反応は、日本の防衛予算と在日米軍への防衛分担金に関し直前に迫っていた日米交渉の動向を窺おうとする意図とつながっていた。年に一度のこの交渉は、鳩山政権が「自主」的に動こうとも、米国の「許可」を得て米国と正面から折衝をしなければならず、むしろ鳩山政権と米国の始めての公式交渉でもあった。そのため、日本側の「自主性」とこれに対する米国の対応が交渉の一つの大きな軸になった。

三月二五日に正式交渉が始まったが、一万田大蔵大臣と重光は、経済安定化のために次年度は極めて重要な時期であり、「二兆円予算」の実現が不可欠だと説明し、新規の防衛力増強に充てる二一〇億円を防衛分担金の削減によって補いたいとしつつ、二日前に定めた防衛関係費一二一五億円という案を提示した。<sup>9)</sup> それに対し、アリソン大使とハル極東軍司令官は、八〇〇億円の防衛庁経費に難色を示し、九五二億円がその最低額だと述べた。結局、両者はそれぞれの意見を表明し、次回の折衝の前に事務当局による協議を行うことを決めるにとどまった。

その日の夕刻、國務省宛の電報でアリソンは日本側が防衛関係費の減額を要求したことに不満を表明した。防衛力増強に対する鳩山政権の消極的姿勢は対米軽視からであり、それゆえ日本側は、防衛分担金交渉での米国の譲歩が他の問題でも日本の利益をもたらすと考えたのであると指摘し、鳩山内閣が「ほとんどすべての日米両国間の懸案について米国の利益を一貫して無視し」、「共産圏に対して譲歩し続けてきた」と日本の身勝手さに怒りを表明した。そして、その鳩山内閣の「反米的な」態度を牽制するために、大使は防衛分担金交渉で強硬な姿勢をとるべきだと提言している。<sup>(10)</sup>

事務当局による協議が三月下旬に行われたが、双方はこのギャップを埋めることができなかった。この間、鳩山は三十日の閣議で選挙公約に則った防衛分担金の削減を実現すべく強硬な態度を改めて示したが、四月一日の閣議では、東京での交渉を断念し、重光外相を派遣して国会休会中の二週間にワシントンで交渉を妥結させることを決定した。同日、重光はこの閣議決定をアリソンに伝え、鳩山政権が長く続くとは思われないが、日本の分担金削減に米国が同意しなければ、鳩山の後継者が米国にとってより厄介な者になるかもしれないと「警告」した。アリソンは事前準備なしの訪米は「危険」だと切り返したが、重光は真の親米政府を早期に形成するためにも訪米を堅持した。この重光の「執着心」に対しアリソンは、訪米の成否は日米関係の「第一級の」危機になりかねないと深く憂慮していた。<sup>(12)</sup>

さらに、訪米について最終結論が出ないうちに、日本の新聞には重光訪米の記事が流れ、その目的が日本の新しい外交政策の表明と防衛分担金の削減要求であることが分かった。これらの記事はアリソンを激怒させ、四月二日の電報で大使は日本のこの「完全に無責任な」行動が米国を困難な立場に追いやったと非難した。これは、米国が重光訪米の要求をそのまま飲めば、米国からの懲罰を受けることなく日本が自由に対米政策行動をとれるという考

えを招きかねず、また他方で米国が拒否すれば日本国内の反米感情が高まる一途となるという恐れもあった。<sup>(13)</sup>

それにもかかわらず、アリソンは、米国は重光の訪米要求を拒否すべきだと主張し、日本の自主外交姿勢を抑えることが当面の最重要課題だと考えていたようである。同日、大使館の見方を踏まえてダレスは、東京での防衛問題が専門家により解決されない限り米国はいかなる具体的交渉にも入らないとの姿勢を明らかにし、実質的に高官の訪米要請を拒否した。<sup>(14)</sup>翌日、アリソンはダレスの正式決定を重光に伝え、高官の訪米は詳細な訪問計画と一連の重要問題に関する日米間の共通認識を基礎としなければならないと釘を刺した。<sup>(15)</sup>

しかし、NSC五五六一の一は、米国が日本を地域安全保障枠組みに編入させるため、防衛力増強の要求より日本の経済力の発展を重視していた。そのため、国務省と国防省は最終的に譲歩し、日本側の主張する防衛関係費一三二八億円の最高額を受け容れた。<sup>(16)</sup>四月一日からの交渉は、極めて「悪化（した）、緊張的な」雰囲気の中で行われたが、<sup>(17)</sup>一五日に防衛庁経費を八六八億円、防衛支出金を四六〇億円（内防衛分担金三八〇億円）、合わせて防衛関係費を一三二八億円とすることで合意した。一九日に日米共同声明が発表され、防衛分担金交渉は最終的に妥結し、<sup>(18)</sup>防衛分担金をめぐる日米間の攻防は一段落を迎えた。

そして、交渉に臨んだ米国の「強硬、頑強」な態度<sup>(19)</sup>によって「妥結に導かざれば内閣も日米関係も破綻」<sup>(20)</sup>するところまで追い詰められた日本政府は、米国と協調しない、あるいは米国の「許可」をもらわなければ、内閣倒壊の危機にまで陥る可能性も出てきたと認識したようだ。そのために、鳩山政権は対米関係の回復に力を入れざるを得なくなった。

四月二五日に再開された第二二国会での鳩山首相の施政方針演説と重光外相の外交演説も、米国との緊密な協力が日本外交政策の基本であることを強調し、ソ連との外交関係の樹立については慎重な言い回しを用い、特にソ連

との「外交関係」と中国との「貿易関係」を初めて区別して使った。<sup>22)</sup>これは米国の期待に沿うものであった。アリソンは、四月二六日の国務省宛の電報で、「重光訪米の拒否と全体的かつ困難な交渉により、これまで良好な日米関係の必要性を口先でしか示してこなかった鳩山内閣が突然に自覚した」とし、「防衛分担金交渉は保守合同に対する関心を高めるきっかけとなった」と指摘した。<sup>23)</sup>防衛分担金交渉での米国の厳しい態度が、再び米国との日本の協力姿勢に引き戻させたと大使は考えた。

しかしながら、重光の回顧録では、交渉の極まりの困難さを認めながらも、鳩山に誉められた「自慢話」で判るように、日本側とくに重光は教訓を覚えたのみではなく、結果的に米国が日本側の提出した案に屈したという「成果」をも得たと意識していた。この認識が、この後安保改定試案を提出した重光に一定の自信を与えていたと考えられる。保守合同推進など国内政治強化策と絡めて米国に圧力をかければ、譲歩させることができるという自信を重光が抱いていたことは、後にダレスとの会談に臨んだ重光の言動からみてほぼ間違いないからである。

では、米国がこの交渉から得た「教訓」とは何であるうか。一つは、対米協調の大枠を越えて「自主外交」を進めようとする日本のイニシアチブを防がなければならない、ということである。言い換えれば、米国がイニシアチブを取り、対米協力の枠組みの中で安全保障問題をめぐる交渉を推進するという「原則」を日本に確認させなければならぬこと。もう一つは、日本の現政権の持続性と安定性に対する不信感、鳩山政権の脆弱な政治基盤と先不安定な見通し、そして鳩山と重光の個人的な相互不信への認識を得たことである。これらは、米国がこの後も鳩山政権と実質的な交渉に入ることを躊躇させていくうえで極めて重要な背景となっていた。<sup>24)</sup>

## 二 訪米と防衛力増強をめぐる折衝

防衛分担金交渉を契機に、双方とも日米関係を安定させるための高官会談の重要性を認識するに至ったと思われる。日本側とくに重光は、高官会談を通じて日米間の安全保障問題を日本側に有利な方向に導こうとしていた。米側も、日本の高官に米国の意思を直接伝え、日本の米国への協力姿勢の確認を望んでいた。五月末にアリソンは、適当な時期に高官会談をワシントンで開き、日米関係に関する包括的な議論を求める日本の要請を国務省に報告し、ダレス長官に意見を求めた。<sup>24)</sup>

六月八日、ダレスはアリソンに打電し、八月までの日本の高官訪米は困難だとしつつも、訪米前に両国が東京で予備会談を行い、以下の基本問題を決め、その後の会談内容として集中的に議論すると述べた。それは、(一)極東地域の集団的安全保障、地域防衛に対する日本の具体的な役割、(二)日本と地域諸国との関係、(三)日米経済関係の三点である。最後にダレスは、会談は交渉の場ではなく、日本が自らの立場を表明するだけのものであることを忘れず付け加えていた。<sup>25)</sup>

六月末から、ダレスの指示を仰いだアリソンは重光と訪米時期について会合し、早ければ八月末から九月までの実現を決めた。<sup>26)</sup> 会談でどのような話題を持ち出すのか、この点で重光は、国際情勢の意見交換のほか、日米関係全般、特に日本防衛予算に関する日米交渉の中止から安保条約の改定まで様々な課題を提起したが、具体的な内容には触れずにいた。<sup>27)</sup> これに対しアリソンは、重光は「最も不確実な方法」で訪米計画を語り、その目的は必ずしも米国が望むものに限られないと酷評し、<sup>28)</sup> 日本が何らかの具体的問題を提出して米国に交渉を迫るのではないかと不信感を表した。



なぜ、重光は訪米の会談内容を明らかにせず、米国に伝えなかったのか。この会談内容からみると、日本がNATO主要加盟国と同じような地位にあるという自立姿勢を米国に誇示し、米国と「対等な」立場ですべての問題を議論しようとする重光の意図が伺われる。重要なのは、重光が日本の外交政策、日本側の態度を釈明するという米国の期待を踏みはずし、何らかの「具体的問題」を訪米の際に解決しようとしていたことである。そのため、日本側の案はつきりさせる前に、重光が会談内容をできるだけ広げ、曖昧にしようと考えたのも不思議ではない。

重光が最も解決を望んだ具体的問題とは現行安保条約の改定であり、これを相互防衛的な性格に代えることになった。七月二十四日、重光は条約改定の可能性を打診し、改定に対する「個人」の考えをアリソンに伝えた。二十五日アリソンは国務省に打電し、前日の重光の条約改定構想の要点を伝え、これに対する米国のとるべき対応策を進言した。

これによると、日本が解決したい当面の最重要課題は日本の防衛予算をめぐる日米折衝だが、安保条約は真の独立主権国家を否定するものと、現状の不平等性を提起するだろう。そして、より平等な対米関係を獲得し、国内左翼からの批判をかわすためにこそ改定が必要だと重光は強調している。重光が構想する条約は、米華条約、米比条約とアンザスを手本としていた。すなわち、日本はすべての在日米軍を漸進的に撤退させ、自ら防衛責任を負うと同時に、米国と相互防衛義務を明確し、西太平洋区域における米国の反共産主義活動、その他の脅威への対処について米国と正式な同盟条約を締結する用意があるということである。

さらに在日米軍の撤退期限について、在日米地上部隊の撤退が日本の六カ年防衛計画の完成までに終了し、海軍と空軍の撤退開始時期は両国間の個別協議により、遅くとも在日米地上部隊の撤退終了から六年以内に完成されなければならぬという。また、撤退完了までの在日米軍の使用目的は相互防衛に限られ、在日米軍の地位もNATO

○加盟諸国に駐屯する米軍と同レベルまでさせなければならない。重光は、情勢の変化とともに、第九条に関する日本政府の解釈からみても、日本はアンザスと同様の条約を受け入ることができ、訪米の際に条約改定に何らかの結論を得たいと述べた。<sup>29)</sup>

アリソンは、重光の最も重要な改定動機は（少なくとも日本国民をそのように思わせる程度に）独立した地位を回復し、同時に在日米軍の漸進的撤退を確実にすることだと指摘した。またアリソンは、日本が米国との相互防衛的な安全保障取り決めに公式に決議することが米国の利益であり、それは日本のイニシアチブでしか実現できず、重光の表明はまさにその表れだと認識していた。重光の新条約案についても、これが米国に更なる困難をもたらすものではなく、米国が他国と締結した防衛条約と比べても基本的に「標準」的であり、軍の撤退期限の設定は面倒だが、海軍、空軍基地が少なくとも十二年の安定的使用期間を獲得できると前向きな態度を示した。<sup>30)</sup>

なぜアリソンはこのような譲歩の態度を示したのであろうか——ここには、米国の在日軍事利益がいつまで維持可能なのかという危機感が潜んでいた。「米国は一つの事実を認めなければならない。米国が在日米軍と基地の現状を維持できる期間は刻々と過ぎていく……（在日米軍と在日米軍基地については）われわれは紙面上の権利しかもたず、有効な使用方法をも失うことになろう」。そのためアリソンは、米国が重光の構想に配慮し、この改定によつて在日軍事利権を確実に維持できる一定の時期を獲得し、新しい情勢に対応すべきだと進言したのであった。<sup>31)</sup>

アリソンは、改定には二つのメリットがあると指摘した。まず、在日米軍基地の軍事的利権を失う「最悪の」危険性が解消されることである。また、米国との緊密な協力の必要性や、集団安全保障への関与という進路を日本に理解させるだけでなく、これによつてNSC五五—一六／一で策定された方針の実現にもよい機会が与えられることになる。一方、在日米軍基地問題についても、基地の無制限的使用権利を維持することが次第にできなくなるた

め、「合理的な」基地権利を維持し、日本を集団安全保障枠組みに編入させることで、基地が自動的に集団安保の性質を持ち始め、米国の戦略にも奇与できるはずだと述べた。<sup>32</sup>

アリソンによると、重光の構想は米国にとってリスクなしの完璧なものではないが、これは日本がイニシアチブをとって地域集団安全保障に関与する第一歩である。つまり、米国が日米関係を統制できなくなる可能性を回避し、この現状維持のリスクを押えるため、早期に改定交渉に入ってもよい。日本に譲歩する代りに、米国が不利な地位に陥る前に最も実質的な基地利益を確保し、日本を米国主導の地域安全保障枠組みに引き込み、地域に対する日本の責任を引き出し、米国の「合理的な」利益を正当化することである。

しかしアリソンは、この重光案に潜在する、米国の地域戦略に求められている在日米軍基地の役割と相容れない部分を見落としていた。重光の構想によれば、改定後の在日米軍基地の使用は明確な「相互防衛」の目的と条約範囲に限定される。しかし、欧州地域と違い、アジアには域内を網羅する多国間安全保障の取り決めはない。そのため、相互防衛的な条約では、在日米軍と米軍基地の軍事的役割が両国の範囲に絞られ、旧安保条約で提起された「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」<sup>33</sup>するという米軍の使用目的に鑑みて、基地機能が実質的に縮小されかねないのである。アリソンはこの「危険」を軽視し、もっぱら日本側の集団安全保障への参加意欲を評価したようである。

国務省はアリソンの電報を受け、七月二十八日、極東問題担当国務次官補ロバートソンが覚書をダレス長官に提出し米国の対応策を提言した。ロバートソンは、必要があれば、現時点では現安保条約の維持も可能であるが、日本の圧力が次第に増しつつある今、相互防衛的な日米防衛条約の締結に関わる秘密交渉が米国の利益に当たるかどうか、米国は真剣に考慮すべきだと主張し、<sup>34</sup>以下のように分析した。

相互防衛的な条約の実現の可否について、日本政府の遂行力に疑問もあるが、ロバートソンも重光に一定の理解を示した。その理由は三つある。まず、米国の在日現存権利が「われわれの獲得できるものと比べれば多い」<sup>35</sup>。また、相互防衛条約は米国に今まで明確にされてこなかった日本防衛の義務を負わせられるが、これはNSC五五—六／一の趣旨と一致する<sup>36</sup>。最後に、米国の地域安全保障利益に対し、日本の防衛努力は評価できる。ロバートソンは、米国が新しい条約の中で集団防衛の責任を日本に受け入れさせれば、日本を太平洋地域の集団安全保障枠組みに引き込むという米国の目標にとって大きな前進だと評価したのである<sup>38</sup>。

さらに、ロバートソンによれば、米地上部隊の六年以内の撤退は米地上軍の段階的撤退という国家安全保障会議の政策に一致する。しかしこれには一つ条件が必要である。「もし国防省が必要あるいは望ましいと考えた場合、緊急時にわれわれの部隊を再配置させる権利を維持すること」である。また、米海空軍の撤退時期について、米海空軍基地は不定に日本に維持されると考えられるが、国防省の助言に従って米国は日本の提案よりはるかに有利な取り決めに求めるべきである。

しかし、在日米軍基地と在日米軍が相互防衛にしか使用されないのに対し、ロバートソンは「われわれの基地の使用に対する明確な制限は、明らかに望ましくない」と警戒心を表明した。なお、在日米軍への防衛分担金の廃止要望に対して、段階的削減とその分の額を日本防衛力の増強に回すことができれば、受け入れ可能であると柔軟な姿勢を示した<sup>40</sup>。ロバートソンは、重光案に一定の評価をあたえながらも、在日米軍基地の役割に対する危険性に気が付いていたのである。

その時期、日本側も条約改定のための国内政治環境を整備し始めていた。鳩山内閣は、改定実現の重要な条件は再軍備と憲法改正だと認識しており、国防会議設置法案と憲法調査法案を議会に提出しその成立を図った。しか

し、選挙での議席増加を背景に左右社会党は国会で極めて激しい抗戦を繰り返したため、結局この二法案は廃案となり、憲法改正の途は遮られた。重光はこの失敗が日米関係にとって非常に不利だとアリソンに伝える一方、アリソンも、八月一日のダレス國務長官宛電報の中でこの事態によって重光の構想が完全に実現されることは不可能となったため、重光訪米の対応策について國務長官に意見を求めた。<sup>43</sup>

同日ダレスは、条約改定について議会の批准を得られるとの日本政府の確信がなければ、改定交渉に入ることはできないとの認識を示し、改定は日米関係の中で最も重要かつ困難な問題だという米国の立場を重光に忠告すべきだと大使に指示し、<sup>44</sup>重光の安保改定提起に慎重な態度を示した。しかし、米国が重光の勢いにブレーキを掛けようとすると同時に、重光と外務省は条約改定プロセスをさらに加速しようと準備作業を着々と進めていた。

### 三 安保条約改定試案と重光の企図

七月二十七日、重光は「日本の防衛力」と題する文書をアリソン大使に手渡し、日本の防衛力とその増強が本土防衛の役割を果たせたと説得を試みた。文書ではまず米国の軍事援助の下、日本の防衛力は迅速に成長を遂げ、期待通りの防衛力増強に更に力を入れている。直接的侵略（外部からの侵略）から日本を防衛する責任を引き受け、防衛力増強の長期計画も策定している。<sup>45</sup>また、武力攻撃を受けた際に、日本における抑止的な役割を果たせる防衛力の規模について、日本は極東地域の安全と平和を維持する上で重要な責任を担っている米国政府からの提言を歓迎するとも書かれていた。<sup>46</sup>

この文書は重光の論理をはっきり表していた。第一、日本の防衛力は日本地域を防衛する役割を果たしつつあ

り、これによって日本防衛を名目に行っている在日米軍の必要性はなくなる。第二、「日本地域」で示したように、日本の防衛力は日本の範囲内でしか運用できないということである。この論理に従うと、米国の地域安全保障利益への日本の「貢献」は、自ら日本を守ることによって、在日米軍の日本防衛という負担を軽減させることに限られる。これは、米国の地域安全保障に描かれた日本の役割と完全に異なるものであり、それに沿って日米安全保障関係の改正交渉に入ると、米国は大きな譲歩を迫られるに違いない。

同日、重光は外務省条約局長の下田と「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（試案）」と称する改定試案を作成し、八月三日にアリソンに渡した。<sup>47)</sup> 双方は、この試案は私的なものであるとの条件で、大使館参事官パーソンズと下田との間で試案の内容について具体的な議論を行うことに同意した。<sup>48)</sup> 試案は、前書きと正文の九条からなり、主な内容は以下の通りである。

- (一) 米国は、日本の自国防衛力の増強とともに、在日米軍を撤退させる（第五条）。
- (二) 両国は、自助及び相互援助により、個別的及び集団的の自衛能力を維持し、発展させる（第二条）。
- (三) 両国は、西太平洋における両国の領域又はその施政権下にある地域が外部から武力攻撃を受けた際に、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処する（第三、四条）。

(四) 撤退期限前の在日米軍は、西太平洋地域において両国領域の安全のために使用することができる。<sup>49)</sup>（第六条）。

この試案の特徴は、在日米軍と米軍基地の全面撤退、撤退期限を明確に条約に載せたことである。極めて大胆と言えるのだが、これは米国と本格的な交渉に入る際のカードとして使うためのものであろう。また、条約有効期間の設定、相互防衛と集団的自衛権の提起など広汎にわたり新しい内容が含まれ、現存の安保条約改定をはじめ、日米安保体制に少なくとも目に見える改編を行うという重光の「野心」が表れていた。

八月五日と八日、下田は在日米大使館パーソンズ参事官と私的に会談し、重光試案について検討した。まず下田は、条約改定の必要性と緊要性について重光の考えを説明した。重光は在日米軍と毎年の防衛予算をめぐる日米交渉が日米関係にとって「有害なもの」であり、「日米共同体（U.S.—Japan mixed body）」を構築するため、条約改定によって、この二つの「有害物」を取り除くべきだと認識していたようである。そして下田は、世界情勢が緊張緩和に向かいつつあり、改定時期は到来していると主張した。<sup>50)</sup>

つぎに下田は重光試案の項目について詳しく説明した。下田によると、日本にとって試案の第一、二、三条の履行は「特に困難なものではない」<sup>51)</sup>。そして、条約範囲が「西太平洋」と決められた理由について、条約の範囲は日本にとって最も重要かつ困難な問題であり、最終的に「西太平洋」という概念を選んだのは、その不明確な範囲、つまり地理概念上の曖昧さにあるからだと解釈した。ここには米領ウエーク島、グアム、沖縄、小笠原群島及び平和条約第三条に規定された領土が含まれる。

さらに下田は、ここに提起された「武力攻撃」が、西太平洋における両国の領土あるいは行政管轄下の地域が直接侵攻された場合にしか意味を持たず、台湾や韓国の有事の場合や、在韓米軍または西太平洋における日米両国の領海領空以外の地域において米軍艦及び軍用機が攻撃されることも除外されており、さらに日本の憲法手続きによれば、海外派兵の場合には、国会の事前承認を得なければならないと強調した。

試案の第五条に対し、下田は、地域安全保障を守るため米軍の規模の増減もありうると解釈し、米軍の有事駐留の可能性を暗に示した。そして、日本が海・空軍より陸軍の撤退を先に求めたのは、陸上部隊の増強がより進め易く、より少ないコストと技術で済み、日本国内の政治的要因を考慮したためである。また下田は、日本の長期防衛計画が「堅いものか」との問いに対し、砂防防衛庁長官が今後三年間に毎年一人人ずつ陸上自衛隊を増員すること

を重光に約束したと答えた。<sup>53)</sup>

下田は第六条によって、在日米軍は相互防衛にしか運用されないと述べ、さらに行政協定改定問題をも提起した。下田によると、行政協定改定案の骨子はまだ確定されていないが基本的にNATO型にすべきである。協定の改定交渉は条約交渉とは別に、結論を出した前後に行っても構わないが、両者は同時に発効しなければならない。パーソンズは「相互防衛」と「在日米軍撤退」という二つの表現を一つの条約に書き込むことは矛盾ではないかと下田に突きつけ、下田はこれを認め、具体的な交渉に入れば条約とは個別に米軍撤退協定を作ってもよいとの姿勢を示した。

最後に、下田は在日米軍撤退後の米国による日本の基地使用について説明した。まず、朝鮮半島の緊張が存続する限り、米軍は今と変わらずに日本の基地を使用することができるが、両国間での新しい取り決めが必要である。また、台湾問題についても、米国の行動が国連あるいは他の国際協定に従うものであれば、日本は米国の基地使用にも同意しうる。これに対しパーソンズは、米軍が日本から撤退した後、現在の条約に決められた基地の使用権利を再び必要とする場合に、日本の対応について問い掛けた。下田は、その場合に基地を現条約に沿ってそのまま使用することは困難だが、その時々状況を見極めながら交渉してもよいと直接の回答を避けた。<sup>54)</sup>

この問題は条約試案にはつきりとは盛り込まれなかった。しかし、下田は朝鮮半島と台湾が有事の際、国連決議を条件に米軍の有事駐留、在日米軍基地の有事使用などの可能性を示し、対米協力の姿勢を固めようとしたが、これはあくまでも「日本有事」と直接に関わる事態にしか日本地域と在日米軍を使わせないとすることである。この解釈に従うと、米軍基地の使用権利、地域安全保障への役割はかなり厳しい見通しを迎えることになる。

八月十日のアリソンとの会談の際、重光は、訪米の際に一般的な議題しか取り上げないと強調する一方、日本の



防衛予算と防衛分担金をめぐる交渉の終結について米國と交渉し、最終的に新しい安保協定にまで至らぬまでもその基盤を作り出したいと申し入れた。<sup>65</sup> また重光は、日本はすでに米國の援助と命令に依存した占領時代から切り抜けたので、基地の提供と在日米軍への貢献から脱却し、独立国家として米國の前に立ちたいと述べ、訪米の際に試案の提出もしたが、当分は条約改定について米國に迫らず、今後三年から六年をかけて現条約に取り代えようといいい、米國を安心させようとした。<sup>66</sup>

これまで述べてきたように、条約改定試案を中心に、重光は計画的にイニシアチブを取り、彼のベースに沿って条約改定を試みようとしていた。まず、自衛責任を負える日本の防衛力増強が米國の戦略的利益でもあり、さらに米國の地域安全保障戦略への貢献でもあると米國に確信させる。そして、この増強によって日米防衛関係を「平等」にさせる「基礎」とし、米國の軍事援助に依存した上で防衛力強化と長期防衛政策策定によって、米國から在日米軍撤退の保証を獲得し、目に見える形で「対米平等」を日本国内にアピールすることである。

さらに、ごく限られた米國領島嶼のいくつかを相互防衛地域とすることで、米國の地域集団安全保障への参加意思を示し、条約改定を実現しようとした。従って、重光には、とりあえず比較的解決し易いと思われた防衛予算交渉の中止という具体的な要求や条約改定への同意を米國に呑み込ませ、その後で日米間諸問題の解決枠組みを構築し、改定へのプロセスを始めていく、という狙いがあった。しかし、日本のこの「攻め」の姿勢に対する米國の認識、そして対処は厳しいものであった。

## 注

(1) 原『戦後日本と国際政治』七七頁。

- (2) 『朝日新聞』一九五四年十一月二四日付。
- (3) 日本民主党の創立委員会の党政策大綱。原『戦後日本と国際政治』七八頁。
- (4) 『朝日新聞』一九五四年十二月十九日付。
- (5) 『朝日新聞』一九五五年二月十三日付。
- (6) 鳩山内閣成立直後の五四年十二月十六、十七日、アリソン大使は国務省に連続打電し、鳩山内閣の対米重視という基本方針は変わらないとしながらも、自立性を国民にアピールするため、対共産圏政策を異なるように見せかけている。その動きが、対中貿易の促進という国内からの強い圧力をもたらずと推測した。中北、前掲書、一九三―一九四頁。
- (7) 『朝日新聞』一九五五年三月一日付。
- (8) しかし大使は、訪米が閣僚レベルではなく中層官僚レベルで、交渉ではなく解釈的なものに限るべきだと条件を付けた。  
Embel2334, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.1, pp.9-10.
- (9) 二三日、重光外相、一万田蔵相、杉原荒太防衛庁長官は、防衛庁経費八〇〇億円、防衛支出金四一五億円（内防衛分担金三三〇億円）、両者をあわせた防衛関係費二二五億円の線で日米防衛分担金の交渉に臨むことを決定した。大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和二七―四八年度 第一一巻』五六三頁。
- (10) *FRUS: 1955-1957*, Vol. XXIII, pp.31-32.
- (11) 重光葵『続重光葵手記』（中央公論社、一九八八年）二〇二頁。
- (12) Embel2487, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.1, pp.14-15.
- (13) Embel2490, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.1, pp.17-20.
- (14) Depei2010, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.1, pp.22.
- (15) Embel2500, *DUSJ: VII(1955)*, Vol.1, p.45.

- (16) *FRUS:1955-1957, Vol. XXIII, pp.62-63.*
- (17) 重光葵、前掲書、六九四頁。
- (18) この声明には、約一五四億円の予算外契約、前年度からの繰越金約三二七億円の使用も明記された。
- (19) 重光葵、前掲書、六九六頁。
- (20) 同右、六九四頁。
- (21) 『朝日新聞』一九五五年四月二十六日付。
- (22) *FRUS:1955-1957, Vol. XXIII, pp.69-70.*
- (23) 鳩山政権の不安定さや政府高官間の不和の情報は、四月以後各種のルートから米国大使館に集められていた。たとえば五月に民主党議員が訪米した際、鳩山政権の維持不能、鳩山の重光への不信など情報を国務省に伝えていた（*DUSJ: VII(1955), Vol.1, pp.67-69*）。また五月末、外務省顧問の谷は、秋まで日本では保守勢力が集結することは不可能であり、米国は持続しやうもな  
い弱い日本政府を受け入れるべきではないとアリソン大使に提言した（*Embrel3049, DUSJ: VII(1955), Vol.1, p.75*）。
- (24) *Embrel3049, DUSJ: VII(1955), Vol.1, pp.76.*
- (25) *Depiel2545, DUSJ: VII(1955), Vol.1, pp.78.*
- (26) *Embrel115, DUSJ: VII(1955), Vol.1, pp.89-90.*
- (27) *Embrel3387, Embrel115, DUSJ: VII(1955), Vol.1, p.83, p.90.*
- (28) *Embrel1197, DUSJ: VII(1955), Vol.1, p.98.*
- (29) *Embrel201, DUSJ: VII(1955), Vol.7, p.19.*
- (30) *Ibid., p.21.*
- (31) *Ibid., p.20.*

- (32) *Ibid.*, pp.22-23.
- (33) 旧日米安保条約第一条により、米軍は日本駐留の権利を獲得し、「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」することが出来る。
- (34) *DUSJ: VII(1955)*, Vol.7, pp.30-37.
- (35) しかし同時に、ロバートソンは日本政府が核兵器を日本に持ち込めるといふ米国の権利を議会で声明できないという例を挙げ、これらの権利の一部は架空のものにすぎないと強調した。
- (36) NSC五五一六／一によると、日本のいかなる地域をも支配しようとする敵対勢力の侵攻を阻止することが米国の安全保障上の利益である。
- (37) ロバートソンは、日本は相互防衛に少ししか貢献できないが、十万人にも満たないフィリピン軍より、すでに十九万三千人の「検定済み」の軍隊を持っており、在日米軍用の滑走路と試射場の拡張計画をも固くサポートしていると肯定的に評価した。
- (38) *DUSJ: VII(1955)*, Vol.7, pp.32-33.
- (39) こゝでの英語は *indefinitely* であり、「無期限に」という訳もある(坂元、前掲書、一五八頁)。しかし、コメントの中で、国防省が現在の取り決めより「はるかに有利な取り決めを求めるべきだ」と主張したことから考えると、基地の「不定的」な使用をより合法化させることが国防省の狙いであろう。
- (40) *Ibid.*, pp.34-35.
- (41) 田中明彦、前掲書、一四五頁。
- (42) *Embhel297, DUSJ: VII(1955)*, Vol.7, p.51.
- (43) *Embhel269, DUSJ: VII(1955)*, Vol.7, p.45.
- (44) *Depte1205, DUSJ: VII(1955)*, Vol.7, p.48.

- (45) しかもこの長期防衛計画は、日本が国際及び極東情勢や、日本の人口、地理及び経済状況など諸要因を考慮する上で自ら決めるものでなければならぬ。 *DUSJ: VII(1955), Vol.1, p.142.*
- (46) *Ibid., p.143.*
- (47) アリソン大使に提出した改定試案は、重光が作成した試案と同じものかどうか定かではないが、七月二十五日の重光と大使の会談内容、試案の内容と作成時間、そして八月五日、八日に行われたパーソンズ・下田会談の内容から考えれば、両者は同じものである可能性が高いと推測できる。
- (48) *Embtel300, DUSJ: VII(1955), Vol.7, p.53.*
- (49) 外務省資料：昭和三〇年七月二十七日、「日本国と米国合衆国との間の相互防衛条約（試案）」、全文は最後の「資料」の部分を参照。
- (50) *Embtel378, DUSJ: VII(1955), Vol.7, p.76.*
- (51) 下田は、憲法九条の制限があるため、第二条の「自衛」という概念を採用したが、日本は沖縄の潜在的主権を持っているため、沖縄は「自衛」の範囲に当たると主張した。また、下田・パーソンズ会談で議論されていた条項は、重光試案の各条項に準じるものである。 *Ibid., p.74.*
- (52) *Ibid., p.75.*
- (53) 同時に下田は、日本の長期防衛計画は依然として米国の援助を必要としており、両国が条約の第一条により日本の長期防衛計画を共同で完成しようとも語った。
- (54) *Ibid., p.76.*
- (55) 翌日に、重光のこの発言内容は外務省の公式立場として米国に伝えられた。 *Embtel381, DUSJ: VII(1955), Vol.1, pp.137-139.*
- (56) *Embtel400, DUSJ: VII(1955), Vol.7, p.85.*